

整理番号	1
------	---

請願番号	5第 7号		
件名	神宮外苑地区の再開発計画の審議に関する請願		
受理年月日	令和5年 6月19日	付託年月日	令和5年 6月21日
請願者	渋谷区 神宮外苑の森を守る会 代表 楠本 淳子		
紹介議員	上田 令子 議員 岩永やす代 議員	桐山ひとみ 議員 大山とも子 議員	もり 愛 議員 松田りゅうすけ 議員
要旨	<p>神宮外苑地区の再開発計画に関して、次のことを実現していただきたい。</p> <p>1 都において、イチョウ並木を含む神宮外苑地区の全ての樹木の根系、水系、土壌及び樹木の総合的な健康状態を、自然生態系に影響を及ぼす工事を進める前に、日本エコモス国内委員会（以下「日本エコモス」という。）と共同で調査するとともに、調査結果は東京都環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に報告し、入念に審議すること。</p> <p>2 都議会において、神宮外苑地区の再開発計画について更なる審議を行い、その審議において事業者及び日本エコモスの代表を参考人として招致し、両者が議論できる場を設けること。</p>		
現在の状況	<p>1 本件環境影響評価については、令和4年8月18日の審議会（総会）でまとめられた答申において、「既存樹木の健全度や移植の可能性に関する詳細調査結果をデータと合わせて説明すること。」が指摘されたことを踏まえ、詳細な毎木調査の結果や土壌・地下水等の調査結果を盛り込んだ環境影響評価書素案が事業者から提出された。令和4年12月26日の審議会（総会）では、答申で指摘された内容がどのように評価書素案に盛り込まれているかの確認が行われた。</p> <p>2 その後、環境影響評価書が都に提出され、令和5年1月20日に環境影響評価書の公示を行った。これまで条例に則り厳正に手続きを行っており、評価書の公示・縦覧により事業段階環境影響評価手続きが終了し、条例に定める対象事業の実施の制限が解除されている。</p> <p>3 現在は事後調査手続きが進められており、事後調査計画書では、工事の施行中及び完了後の一定期間にわたり、既存樹木や4列いちょう並木の活</p>		

力度調査など継続的なモニタリングを実施し、状況に応じた保育管理を行うことで、将来にわたり健全に育成していくとしている。

- 4 環境影響評価書に関する外部からの指摘に対し、事業者は、令和5年4月27日と5月18日の審議会（総会）において、一つ一つ回答を説明し、審議会では、審議会委員が専門的な立場から確認を行った結果、「評価書に虚偽や誤りはなく、予測評価の結果に影響を与えるものはないと判断する。」との結論となった。

件名	神宮外苑地区の再開発計画の審議に関する請願		
番号 付託委員会	5第 7号 環境・建設委員会付託		
受理年月日	令和 5年 6月19日	郵便番号	150-0013
住所・氏名	渋谷区恵比寿一丁目19-19 恵比寿ビジネスタワー10F 山本商店株式会社 Green Watch Project 神宮外苑の森を守る会 代表 楠本 淳子		
紹介議員	上田 令子君 岩永やす代君	桐山ひとみ君 大山とも子君	もり 愛君 松田りゅうすけ君
<p>(願 意)</p> <p>神宮外苑地区の再開発計画に関して、次のことを実現していただきたい。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 都において、イチヨウ並木を含む神宮外苑地区の全ての樹木の根系、水系、土壌及び樹木の総合的な健康状態を、自然生態系に影響を及ぼす工事を進める前に、日本イコモス国内委員会（以下「日本イコモス」という。）と共同で調査するとともに、調査結果は東京都環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）に報告し、入念に審議すること。</li> <li>2 都議会において、神宮外苑地区の再開発計画について更なる審議を行い、その審議において事業者及び日本イコモスの代表を参考人として招致し、両者が議論できる場を設けること。</li> </ol> <p>(理 由)</p> <p>神宮外苑地区の再開発計画において、樹木の健康状態、特に樹木が移植に耐えられるかどうかの判断をする調査に関して、事業者側の調査は不十分であり、事業者の樹木保護に対する意識は極めて低いと言わざるを得ない。再開発計画の見直しを求めて活動している各団体の署名の総数は、令和5年6月11日現在で28万6,912筆（手書きによる署名は含まない。）に達しており、市民がいかに再開発計画に対して不安・不信感を抱えているかは明らかである。</p> <p>神宮外苑を愛する多くの市民は、特に樹木の健康状態を危惧しており、市民の危惧を払拭するために、再開発計画によって経済的利益を享受しない日本イコモスを第三者機関として調査に参加させるべきである。日本イコモスが、令和4年12月19日に提出</p>			

した「神宮外苑いちよう並木の直近に計画されている（2022年12月～2023年3月）根系調査に係わる『細根の切断、環状剥皮施術の見直し』と永続的保全に向けた抜本的な調査・検討に関するお願い」に明記されている方法により、自然生態系に影響を及ぼす工事を進める前に、日本イコモスと共同で調査を実施するとともに、その調査結果に基づき、樹木の健康状態から再開発計画が妥当であるかについて、審議会において再度入念に審議することが必要である。

また、地方自治法第115条の2第2項では、「普通地方公共団体の議会は、会議において、当該普通地方公共団体の事務に関する調査又は審査のため必要があると認めるときは、参考人の出頭を求め、その意見を聴くことができる。」と規定されている。事業者が提出した環境影響評価書には、不信感を抱かせる事項が散見され、それに対応する明確な説明もされていない。そのため、都議会は、本件の審査に当たり事業者と日本イコモスの代表を参考人として招致し、両者が再開発計画の不明瞭な点について議論ができる場を設けるべきである。

都によって承認された再開発計画ではあるが、市民の十分な理解と同意が未だ得られていない。民意は、民主主義国家の政治において重要な指針である。小池都知事は、グリーン・リカバリーに基づくサステナブル・リカバリーの推進を高らかに掲げている。市民が愛する森を民意に反して破壊する前に、サステナブル・リカバリーの意に沿い、樹木をいかに保護・保存すべきか議論すべきであり、神宮外苑地区の再開発計画の審議継続は必須である。